

台湾における社会教育観に関する一考察

—法と施設の変容から—

山口 香 苗

A Study on the View of Social Education in Taiwan

— Focusing on the reformation of legal systems and institutions —

YAMAGUCHI, Kanae

Abstract

This study examines the interpretations of social education in Taiwan during the 1950s through the democratic period, based on changes in social education laws and halls.

The study found that although social education was increasingly legislated in Taiwan from the 1950s as being responsible for anticommunist education, the contents of social education were recognized as having played a role in maintaining national stability through cultural enhancement and educational relief.

Subsequently, in the 1980s, cultural and remedial education was separated from social education. Social education was then incorporated into the concepts of adult education and lifelong learning in the 1990s.

In other words, social education gradually became a skeleton in postwar Taiwan and was assimilated into the concepts of adult education and lifelong learning without a critical examination of its meaning or inherent nature.

Key Words: social education, anticommunist education, adult education, lifelong learning, cultural administration

はじめに

本論は、1950年代から民主化前後の台湾において、社会教育がどのようなものと認識、解釈されていたのか、社会教育法と社会教育館の変容を手がかりに考察することを目的とする。

現在の台湾では、生涯学習という用語が法律や行政施策において使用されるが、かつては社会教育という用語が使われていた。

明治期に日本で生まれた社会教育概念・用語は、1895年から日本に植民地として統治された台湾に伝播し、また、それは1912年に成立した中華民国にも伝播して使われていた¹⁾。そのため、台湾は日本の統治時代、そしてその後の国民政府時代と、長らく社会教育という概念・用語を使用してきた地域である。

しかし、1980年代以降、民主化の機運が高まる中、欧米の成人教育と生涯学習概念・用語を導入し、2000年以降は、生涯学習が行政用語として一般化していく。法規面でも、1953年制定の社会教育法があるなかで、1990年代には、制定には至らなかったが成人教育法案がつくられ、2002年には生涯学習法が制定され、社会教育法は2015年に廃止となる。この一連の動きから、台湾では、「社会教育は、成人教育、生涯学習に取って

代わられた²⁾とされる。

また、1953年制定の社会教育法を根拠に、省立（国立）社会教育館が4か所設けられたが、2000年代に生活美学館と名称を変えており、社会教育施設ではなくなっている。

なぜ、台湾では長年にわたり社会教育という概念と用語を用い、社会教育法も制定していたにもかかわらず、用語や法律を正式に生涯学習に切り替えたのか。社会教育概念や社会教育法は、台湾社会ではどのようなものとしてあつかわれていたのか。

筆者はかつて拙稿（2019）「台湾社会教育・生涯学習法制の変遷と特徴：社会教育法制定から65年³⁾」において、台湾の社会教育に関する法規と政策の変遷についてまとめたが、本論では、上述の問題意識のもと、社会教育法の制定と修正の際の議論と、社会教育館の所管移行の際の議論を明らかにすることで、台湾において社会教育がどのようなものとしてとらえられていたのか考察する。

先行研究を概観すると、以下のようにいえる。

台湾の社会教育法については、日本では、葉淑幸（1981年）が「紹介：中華民国の社会教育法⁴⁾」で、鄭明東の論文「日中両国社会教育法の比較」（1977年）を紹介した

ものがある。ここで葉は、中華民国（台湾）の社会教育法は、国民政府大陸期の1942年に草案が作られていたこと、しかし制定は、国民政府が台湾にやって来た後の1953年であることに言及している。しかし、葉の論文は、鄭明東の論文紹介であり、日本の社会教育法と中華民国（台湾）の社会教育法条文の共通点、相違点を指摘するにとどまっている。また、小林文人（1996年）は、東アジア圏における社会教育概念と法制の特徴を論じるなかで台湾にも言及している⁵。しかし、1990年代以降の台湾の社会教育の大きな変化については言及していないため、本論ではこの後の動きを含んで考察することとした。

また、台湾の社会教育館の先行研究として、戸部健（2019年）が、社会教育館では識字教育に加えて、音楽や演劇、映画、ラジオなどを用いて教育・文化活動を行っており、さらに年代によっては、反共といった当時の国民政府の目標に基づく教育・宣伝活動を行っていたことを明らかにしている⁶。本論では、こうした社会教育館の活動も参考にしながら、社会教育に対する認識を明らかにしていきたい。

一方で、台湾での先行研究として、社会教育法に関するものは、上述の葉が引用した鄭明東の論文と、法修正の際に条文内容を紹介するものにとどまる。社会教育館については、1970年代以降の活動を報告するものにとどまっている⁷。

つまり、1950年代から民主化前後までの台湾における社会教育の内容を明らかにし、台湾社会において社会教育がどのようなものにとらえられていたか検討する研究は数少ない。この時期の社会教育は、現在の台湾の成人教育・生涯学習の原点でもある。当時の社会教育の実態を明らかにすることは、現在の台湾の成人教育・生涯学習施策の特徴を明らかにすることにもつながるといえる。

したがって、本論では、台湾の社会教育法の制定と修正の議論、および社会教育館の所管移行の際の議論の内容から、台湾で社会教育がどのようなものにとらえられてきたのか考察する。

1. 社会教育法制定の議論からみる社会教育

葉の研究で指摘されているように、台湾で1953年9月24日に制定された社会教育法の草案は、国民政府大陸時の1942年にすでに作成されていた。また、国民政府は台湾に渡った後の1950年にも新たな草案を作成している。本節では、1942年と1950年の2つの草案の内容と、制定理由から、この時期、社会教育をどのようなものにとらえたのか検討する。

（1）「42年草案」と「50年草案」

社会教育法制定の動きは、中華民国が中国大陸にあった1939年3月の「第3回全国教育会議」からみられる。教育部（日本の文部科学省相当）は、1938年の臨時全国代表大会で、社会教育事業の統一性のなさや権限の不明確さなどを理由に、社会教育制度の構築が行政上急務であるとし、3つの方法を提案した。1つ目は、学校教育制度内に社会教育を加え、学校教育と社会教育とが連携をとる連携案、2つ目は、現行の学校教育制度では社会改革をもたらすことはできないとし、社会教育と学校教育を一体のものとして社会改造を目指す改造案、3つ目は、学校教育制度とは別に社会教育制度を構築し、現行の学校教育制度と並列させる並列案である。上述の「第3回全国教育会議」において、「中国社会教育現行制度案」が通過するとともに並列案が採用され、さらに「社会教育制度をより確かなものにする」という目的のもと、1942年4月「社会教育法草案」が作成された（以下、42年草案）⁸。42年草案は、全25条である。

42年草案は、社会教育の目的を「国民の道徳の育成、知識の向上、身体と精神の鍛錬によって、国家の力を充足する」こととし、社会教育の主要項目を「公民教育、言語教育、健康教育、生計（産業・生産活動）教育、芸術教育、科学教育」とし、社会教育施設を民衆教育館、図書館、博物館に加え、特殊学校（障害、聾啞、感化）といった教育的救済のための機関も含んで明記した。また、中央および省・県・市の教育行政に、「社会教育指導人員」なる社会教育の専門職員を専任で置くことも明記した。

この42年草案がどのような議論を経て作成されたのか、資料の関係上、知ることはできないものの、草案作成は画期的なことであったとされる。楊は、「教育部はこの法のために長期間を費やし、社会教育の目的、対象、行政の主管機関、場所、経費、人材養成、内容、指導などを綿密に協議した。清末に社会教育概念が我が国に入り、社会教育思想と理論も人心に入り、事業の実施、行政組織が作られていくなかで、社会教育法草案の提出は大きな意義があった。それは、社会教育事業を国家意思へと高めることを意味し、社会教育事業の規範や推進にはかりしれない作用をもたらした」としている⁹。

しかし、42年草案は、翌年に立法院に審査申請することになっていたものの、日中戦争、国共内戦など度重なる混乱により、草案状態のまま放置されることとなった¹⁰。

その後、国共内戦に敗れた国民党が台湾にやってきた後の1950年、再び社会教育法草案の新たな動きが始まる。

1945年、日本の第二次世界大戦敗北によって、台湾

は日本植民地から中華民国に「光復（祖国へ回復）」するが、1947年2月28日に、戦前から台湾本土に住んでいた人々と、戦後中国大陸からやってきた人々との衝突である二・二八事件が起こる。一方、中国大陸では、1946年7月から国共内戦（中国国民党と中国共産党の内戦）が本格化していた。劣勢に立たされていた国民党軍は、共産党軍が1949年1月に北京を占領すると、台湾撤退の準備を開始する。共産党の影響が及んでいない台湾に目をつけていた蒋介石は、共産党の台湾への影響を阻止するために、同年5月20日、台湾全土に戒厳令をしき、集会や結社、新聞や雑誌、図書を取り締まり、言論を封鎖するとともに、「白色テロ」と呼ばれる赤狩りや弾圧を繰り返した。そして、同年10月、中国大陸で共産党による中華人民共和国が成立すると、12月に国民政府は台湾にやってくる¹¹。

1950年の社会教育法草案は、こうした混乱の中で作成されたものである。

1950年10月21日、国民政府とともに中国大陸から台湾にやってきた立法委員（日本の国会議員に相当。以下、議員）の邱有珍¹²を中心に、33名の議員が、42年草案とは異なる新たな社会教育法草案を提出した（以下、50年草案）。50年草案は全16条からなり、全25条の42年草案とは内容が大きく異なる。50年草案は、学校教育を終えた後に進学していない青年や一般民衆に、郷土教育、公民教育、軍事教育、職業教育の4つを補習教育として与えると明記し、草案の正式名称を、「民力の育成ならびに大陸反攻計画に合わせた再教育の準備のための社会教育法草案」とした¹³。つまり、50年草案は、国民党の「大陸反抗」という目的を支えるために作成されたものといえる。

50年草案の作成者の中心である邱は、草案提出理由を、以下のように述べている。

「我が国（中華民国：筆者注）では、（中略）6歳から12歳の児童は一律に基礎教育を受けており、学齢に達しているが基礎教育を受けていない国民は、一律に補習教育を受けることとなっている。しかし、ここまでで人生における学習に終わりを告げる者は、約5分の4を占める。つまり、人生における教育の過程で、小学校教育を経た後、継続して進学する機会をもつ青年（学校青年）はわずか5分の1しかない。多くの青年（社会青年）は、たとえ教育が普及していても、児童期のみならず断片的な識字教育、あるいは基礎的な教育を受けるだけである。（中略）憲法158条に基づき、国民の民族精神、自治精神、国民道徳、健全な体格、科学および生活知能などの発展の機会を、社会青年に対して一体どの種の教育が与えるかは重大な問題である。我々は熟考し、これは社会教育に待つべきものとし、欠陥を補わなければならない¹⁴。

このように邱は、学校に進学していない「社会青年」に対して、学校教育を補うものとして社会教育の重要性を認識していた。そして、これら社会青年に継続した教育が必要だと考えていた理由は、共産党の影響を恐れていたことがある。邱は、さらに以下のように述べる。

「台湾は光復5年で祖国（中華民国：筆者注）教育の恩恵を受けた者は、学校青年のみに限られる。社会青年と社会大衆は、日本人の管理のもとに50年、これまで一度も「一服の清涼剤」を得たことがない。台湾民衆の責任は重い。今、まさに祖国を共に守ることを願いとし、人口、物力を強化し、彼らを訓練していく時である。また、大陸では、今回の共産党の挙兵反乱において、脅して利益で釣る対象は上述の大量の社会青年であった。彼らの一知半解という弱点を利用し、階級闘争に導いた。反攻後、殻の中の学校青年の是正は容易だが、久しく麻酔を受けてきた社会青年は、今後、「再教育」問題の重点となる。これは重大なことであり、真っ先に準備すべきことである¹⁵。

ここから、50年草案は、台湾民衆の思想を反共化することで「大陸反攻」を準備するとともに、それを実現した暁には、共産党に思想が傾いた多くの社会青年の思想を「再教育」、つまり反共化することを目的とするものであったといえる。つまり、50年草案は、台湾の一般民衆と学校に進学していない多くの青年たちに反共思想を教育することを目的に構想されたといえる。

（2）社会教育法の制定に向けた議論

邱らによって50年草案が提出された後、草案は修正が重ねられた。記録によると、4度の初期審査グループ会議、3度の全体委員会会議、立法院教育委員会による整理作業を経て6種類の草案が作られ、1951年5月18日に第一次審査案、1952年11月13日に第二次審査案、1953年6月10日に第三次審査案となった¹⁶。第三次審査案にさらに修正を入れ、それが1953年9月に制定・公布されることになる¹⁷。

第一次審査案が立法院に届くと、多くの議員は、「時代精神が欠如し社会の需要に適していない」と批判し、また、草案を作成した委員会も「批判をその通りだと思い」自主回収し、時代的な精神と社会の需要に注意しながら第二次審査案を作成したという。しかし、「院会に報告した後、思いもよらず、数名の議員が複雑すぎると指摘した」ため、再度差し戻しになり、第三次審査案が出されたという¹⁸。

注目すべきは、第三次審査案の元となる第一次審査案は、50年草案ではなく42年草案に酷似していることである。つまり、50年草案が提出されたことで、社会教育法制定の動きが始まるものの、50年草案は第一次審

査案になった時点で、中華民国教育部作成の42年草案の内容とほぼ同様のものになっていた。この理由を明らかにするには、50年草案が第一次審査案になる際、どのような議論が交わされたのか明らかにする必要があるが、資料の関係上、知ることはできない¹⁹。

第三次審査案の重点は、以下のように整理できる。

①社会教育の主な任務についての明記

42年草案から第二次審査案までは、社会教育の主要項目は、民族精神の向上と民主訓練の強化のために、「公民教育、言語教育、健康教育、生計教育、芸術教育、科学教育」の6つとされていた。しかし、「院会での討論において、この6つは学校における教育であると認識」されたため、第三次審査案では、社会教育の主な任務を、「一、民族精神および国民道徳の発揚、二、科学知能および国防常識の涵養、三、公民自治および四権（選挙、罷免、創制、複決）²⁰行使の訓練、四、言語知識の増進および文盲の解消、五、衛生習慣および生活技能の育成、六、芸術への関心および高尚文化の育成、七、風景名勝および史跡文物の保護、八、通俗書物および民衆娯楽の改良、九、生産競争の促進、十、その他社会教育事項に関すること」の10項目とした。

②憲法条文、内政部業務との擦り合わせ

第三次審査案の二読の過程において、上記10項目の内の第5項「衛生習慣および生活技能の育成」は、憲法第158条の国民の「健全な体格」という文言に合わせ、「衛生習慣および健全な体格の育成」に修正、第9項の「生産競争の促進」は、「生活技能の授与および生産競争の促進」に修正される。また、第7項「風景名勝および史跡文物の保護」は、内政部の職務と重複する可能性があるとして削除される²¹。

③社会教育の実施方法

社会教育の実施方法は、第二次審査案まで条文になかったが、「社会教育の方法は、活気がなくてはならず、活動的なものを取り入れるべき」との議員の意見により、第三次審査案には、「社会教育の実施は固定の場所および学級での教育の他、流動および露天などの方法、ならびに集会、講演、討論、展覧、試合、通信およびその他有効な方法を採用することができる」との文言が入る。社会教育の方法に関して、議論の過程で「新聞の発行」を入れることが検討されるが、「社会教育は教育的」なものであり「新聞は政治的な方法」であるため、「政治と教育は連帯関係にあるものの、新聞発行を社会教育の仕事とすることには考慮が必要ではないか」²²や、「中国共産党が短期間に大陸を掌握し、人民を組織できたのは、

有効に新聞を使用した」ことがあること、そして「教育と政治経済は分離することができないもの」であり、「過去の教育の失敗は、教育を政治経済から分離して考えていたことにある」、「政治から離れば、教育に目的はなくなる」とし、新聞発行を社会教育の方法として主張する意見も交わされる²³。結局、新聞の発行は条文にある「その他有効な方法」に含まれると解釈することとし条文に明記されることはなかった。ただ、社会教育は政治の目的に資するものと認識されていたことがわかる。

④社会教育経費の明記削除

また、42年草案の段階から社会教育経費の割合が規定されていたが、他の教育経費の割合が規定されていないため、社会教育の経費割合のみ規定するのは不公平であるとの意見があり、第三次審査案では経費の割合は削除された²⁴。

このような議論を経て、全17条となった社会教育法は、1953年9月8日制定、24日に公布された。

（3）制定理由からみる社会教育認識

邱は、1950年10月に50年草案を提出したが、制定は約3年後の1953年だった。これを「難産」だったとする邱は、審査に3年の期間がかかった理由を、以下3つあげている。

一つ目は、草案は政府によって提出されたものではなく、邱ら33人の議員が自主的に提出したものであり、議員立法の前例を開いたため、審査が格別慎重に行われたためという。二つ目は、社会教育の範囲が広いためという。邱は、「社会教育の意義は、未だ定説がない」とし、「海外には大学拡張教育、成人補習教育、我が国では義務教育の未普及により通俗教育、民衆教育、平民教育および補習教育が社会教育に当たる」とし、「社会教育の範囲はとりわけ複雑であり、あらゆる文化宣伝事業は含まれると言ってよい。一旦、根本法案を作成すると、取捨選択、決断が容易でない」ため、法制定が難しかったとする。三つ目は、「社会教育を「再教育」およびその準備と見なしている」ため、「実施方針としての社会教育を、法律条文の体裁に合わせるには何度も審査が必要であった」とする²⁵。

以上から、1950年代の台湾において、社会教育は反共教育を担うものとされ、社会教育法を制定した目的も反共教育の実施のためであったといえる²⁶。反共教育については、冷戦構造下において、アメリカによる影響も大きいと思われるが、ここにアメリカがどのように関係していたのか（いなかったのか）は不明である。

しかし、反共としての社会教育は、法の内容自体には反映されていない。邱は、反共を主とする自らの提出し

た草案が「社会教育法制定の道を開いた」とするものの、実際に制定された社会教育法の内容は、邱らが作成した50年草案ではなく、大陸期の中華民国教育部によって作成された42年草案が中心になっているためである。

制定された社会教育法では、社会教育は、「民族精神や国民道徳の発揚」といった儒教的な徳目に加えて、科学知識や衛生習慣、三民主義に基づく「公民自治および四権（選挙、罷免、創制、複決）」といった近代的な権利の行使の訓練とされている。こうした社会教育を、小林は、「東アジアにおける儒教主義的思想」と、「近代市民法的な権利あるいは民主主義的思想とを矛盾的に複合せながら、かつまた理念と実現の大きな落差に呻吟しながら」展開したとする²⁷。つまり社会教育は、儒教的な伝統思想と近代的な知識や権利の実現といった矛盾したものを、2つながらに実現するものとされた。

さらに、社会教育法では、図書館、博物館に加え、中国大陸で民衆教育館と呼ばれた社会教育施設である社会教育館や、特殊学校（「盲啞学校」、「障害児学校」など）、補習教育についても明記している。このことから、社会教育は、文化的向上、学校の補足、教育的救済を担うものとも認識されていたといえる。

つまり社会教育は、1950年代の台湾においては、反共教育という点が強調されており、そして内容は、儒教的思想のもと近代的権利を実現するもの、そして人々の文化的向上、学校教育の補足と教育的救済を行うものとされた。つまり、社会教育は、中華民国という近代国家を建設するために、社会の安定を導く役割をもたされていたといえる。

2. 成人教育、生涯学習と社会教育の揺らぎ

1953年に制定された社会教育法は、1980年に全文修正が行われる。さらに、1990年代には、成人教育や生涯学習概念が導入され、社会教育解釈が大きく変容していく。2002年には新たに生涯学習法が制定され、その後、2014年の生涯学習法大改正の際には社会教育法の条文を組み込み、2015年に社会教育法は廃止される。

本節では、1980年以降の社会教育法の変化と、社会教育が成人教育や生涯学習概念との関わりのなかで、どのようなものと認識されていくのか見ていく。

（1）1980年社会教育法修正からみる社会教育の内容

1953年に制定された社会教育法は、1980年に全文修正が行われた。ここでの大きな修正点は、社会教育の主たる任務の項目が追加されたこと、生涯学習の文言を初めて使用したこと、文化センターの設置を明記したこと、社会教育法から補習教育の文言が削除されたことの4つ

が挙げられる。

まず、1つ目の社会教育の主たる任務として、経済発展による工業化、核家族化などの社会変化を背景に、「文化建設、心理建設、家庭教育の指導、保護者教育の促進、法遵守の習慣化、人間関係の改善」が追加される。とくに、文化建設は、3節で述べる蔣経国の政府運営方針にもかかわることであった。

2つ目は、第1条において「社会教育は憲法第158条と第163条の規定により、全民への教育および生涯教育を主旨とする」とし、初めて法規内に生涯教育という語が用いられる。修正の議論のなかで、ユネスコが生涯教育を提言していることが言及されていることから、国際的な動きを考慮したといえる²⁸。「社会教育は生涯教育を主旨とする」との文言は、後に社会教育法廃止の理由にもされるものである。

3つ目の文化センターの設置は、当時、行政院長であった蔣経国の意向を反映したものである。1972年の中華民国国連脱退により、台湾から離れていく台湾民衆の人心をつなぎ止めるために、当時、蒋介石に代わり行政院長として国家の舵取りをしていた息子の蔣経国は、「台湾化」政策と呼ばれる台湾本土の発展を重視する政策を採るようになった。つまり、「大陸反攻」が実質不可能になったため、大陸に重きをおくのではなく、台湾内部の発展に重きをおく政策へと切り替えたのである。蔣経国は、1977年、施政報告において、大規模なインフラ整備である「十大建設（60年代末～70年代）」に続き、「十二項建設（1980～1985年）」を宣言し、このなかで、「すべての県市に、図書館、博物館、音楽ホールを含む文化センターを設置する」とした。

こうした蔣経国の意向を社会教育法に反映するべく社会教育法はここで修正されたのであり、上述の文化建設は、この動きを反映したものであった。

蔣経国が重視する文化センターは、社会教育法に「直轄市、県（市）は、図書館を主とする文化センターを設置し、各項社会教育および文化活動を行わなければならない」とされ、法的根拠を得たが、これにより、1950年代から設置されていた4つの省立（後に国立）社会教育館の存在意義が疑問視されることとなる（3節で後述）²⁹。

4つ目の補習教育の文言削除について、1976年に「補習教育法」が制定され、条文重複になることから社会教育法における補習教育の文言は削除された。これについて、修正の議論の際、議員から、条文削除に賛成ではあるが、「これは社会教育の性質と範囲の問題に関わる」、「社会教育は、つねに家庭教育、学校教育と並列で語られ、必ず学校教育の補足として説明されてきた」ものの、「時代の進歩と社会の変遷によって、「不足を補う」社会教

育は、独立したものと変化しているように見える」、つまり、「補習教育は社会教育の範囲からはみ出し、学校教育の範囲内に入った」³⁰と述べている。これまで社会教育が担っていた領域である識字や基礎学力を保障するための補習教育は、教育制度の整備にともない、社会教育から切り離されたのであり、これを社会教育の性質と範囲の変化ととらえたといえる³¹。

このように、1980年の社会教育法修正によって、社会教育の領域に国際的な生涯学習の考えが取り入れられるとともに、中華民国の国際的地位の喪失を背景に、社会教育は、台湾内部のまとまりを創出するという蔣経国の意向のもと、文化政策を中心に据えたものになっていったといえる。

(2) 1990年社会教育法修正の頓挫と成人教育・生涯学習

さらに、戒厳令解除(1987年)後となる1990年4月から2年にわたり、社会教育法の修正作業が行われている。修正は、行政院と教育部の組織再編による社会教育司の職掌調整と、「社会の変化、社会、教育、文化の発展の全体的な要求から必要」³²とされ、ここでは、全16条の社会教育法を9章37条に修正する案が作られた。その際、日本の社会教育法を参考に、第2条で「社会教育は学校における正規の教育活動を除き、すべての人に実施する組織的な教育活動である」と、社会教育の定義を初めて明記するとともに、「社会教育施設や学校は「社会教育教師」という専門職員を養成し、配置する」と明記する予定でいた³³。

しかし、この修正案は可決されなかった。その理由は、社会教育法に根拠をもつ社会教育施設である図書館、博物館、科学館、芸術館、音楽ホール、劇場、記念館などに対して、「行政院組織法の修正によって、文化行政と教育行政の区分という敏感な課題が浮上していた」、つまり、新たに文化行政を担う専門部署の成立を見込み、社会教育行政がこれまで所管していた文化的な施設や事業を、文化行政へ移行していく考えがあったことがある³⁴。1980年からの文化センター設置もあり、社会教育から文化的な事業が切り離されていく道筋ができていたといえる。

また、1990年からは成人教育政策が推進され、1991年には、制定には至らなかったものの、成人教育法草案が起草された。加えて、1990年には日本で「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(生涯学習振興整備法)」が制定されたことで、台湾内部でも「生涯教育(学習)法」の制定を求める声が上がっていったことも、社会教育法修正が進まない理由であったとされる³⁵。

このように、1980年代から1990年代にかけて、従来の社会教育が担っていた補習教育と文化事業が、社会教育の領域から切り離されていくとともに、類似概念として新たに成人教育・生涯学習が登場したことにより、社会教育とは何か、その内容が極めて曖昧になっていったといえる。

(3) 社会教育法の廃止に向けた議論

1980年代から、社会教育が担っていたものが変化していくとともに、社会教育法の廃止に向けた動きも始まっていたとみられる。

実際に社会教育法は、2015年5月に廃止となるが、廃止の議論は1990年前後からあった。社会教育研究者であり、1990年代に社会教育司長などを務めた楊国賜は、たとえば1997年の論文「我が国の生涯教育法制と実施手段」で、「生涯教育法あるいは成人教育法を制定することが急務である」とし、現行の「社会教育法と補習教育法の改正、もしくは廃止を行う」という考えを提出した³⁶。

なぜ、楊はこのような提案をしたのか。楊は、「社会教育法で定められた任務は極めて入り交じっており、社会教育機構も広大な部分を包括している」、「目まぐるしく変化する時代の要求と、絶えず移り変わる社会の要求から言って、現在必要とされる社会教育の機能、需要、施設・・・はずで昔とは異なる」と述べている³⁷。楊が社会教育法の廃止を考えた理由は、経済発展とそれともなう進学率の上昇など、社会の大きな変化があったこと、また、社会教育法が規定する範囲の広さと、内容が古いという認識があったためといえる。楊は、社会教育司長であったこともあり、この考えは大きな影響を与える。

そして、2002年、生涯学習法が制定され、さらに2014年の生涯学習法大改正の際、社会教育法の一部条文が生涯学習法の中に組み込まれ、社会教育法は空文化され、これにともない2015年5月6日、総統令「廃止社会教育法」公布により、社会教育法は廃止となる。廃止の理由は、「生涯学習法と社会教育法の趣旨は、ともに生涯教育を推進することであり」、「同一事項の新たな法規が制定」されたためである³⁸。つまり、1980年の社会教育法修正の際にすでに、社会教育は「生涯学習を主旨」とするとされており、これを理由に、社会教育法は廃止となるのである。

また、生涯学習法を起草した成人教育学会の研究グループも、1998年の時点で、生涯学習法を制定したら、内容に重複のある法規は見直すことを提言していた。研究グループの報告では、以下のように述べられている。「完全なかたちでの生涯学習法を制定するのであれば、

現行法の重なりや時代遅れ、必要のない部分を検討しないとならない。研究グループは、生涯学習法草案の起草と同時に、現行法規を検討するとともに、現在制定が目指されている教育基本法、成人教育法、家庭教育法、図書館法、博物館法などの法規について、まとめられるものは生涯学習法に入れ、まとめることができないものは単独法として制定することを検討している。将来、生涯教育を推進する際、完全な私たちの生涯教育法を根拠にし、法規の重複や複雑さによって適用上の困難を避けるためである³⁹⁾。

このように、1980年の社会教育法改正によって、社会教育は「生涯教育を主旨」とするとされたこと、また、社会教育は、研究者たちによって、「範囲が広い」「任務が入り混じっている」「時代遅れ」などと認識され、成人教育・生涯学習の積極的な導入が始まった。

「古い」社会教育から「新しい」成人教育・生涯学習へとという動きは、「反共」のイメージがついた社会教育を、民主化した台湾社会においてふさわしい新たな成人教育や生涯学習へと生まれ変わらせるという意図もあったといえよう。

3. 文化政策と社会教育

2(1)で述べたように、1980年の社会教育法修正によって、文化センターの設置が進んだ。これによって、1953年制定の社会教育法に根拠をもつ社会教育の代表施設である社会教育館の存在意義が疑問視されていく。さらに、社会教育館は2009年に文化行政へ移管され、名称も生活美学館となる。本節では、1980年代の社会教育館をめぐる議論から、文化政策との関係における社会教育について検討する。

(1) 文化センターの社会教育館への影響

社会教育館は、中華民国期に中国国民党が中国大陆で設置した民衆教育館をその起源とする。台湾でも中華民国への「光復」後、1946年から民衆教育館が13館設置されたが、1948年に廃止になったという⁴⁰⁾。廃止の理由はわかっていない。

その後、1953年に社会教育法が制定され、その4条で、「省（市）政府は社会教育館を設置し、各種の社会教育事業を実施し、ならびに当地の社会教育の発展を指導しなければならない」とされた。そして、1955年以降に設置が進む⁴¹⁾。

社会教育館は、台湾全土を4分割し、各地域の中心地である新竹、彰化、台東、台南に、それぞれ省立として設置された⁴²⁾。1956年には台湾省教育庁が「省立社会教育館工作実施要点」を公布し、社会教育館の役割は、「公民教育、語学教育、生計教育、健康教育、科学教育、

芸術教育」とし、「国民生活の充実、社会風紀の変化、国民気質の変化、反共能力の発揮によって、「国富民強」の使命を達成する」こととした。社会教育法制定の議論の際に社会教育の役割とされた項目と、「反共」という目的が一緒に規定されていることがわかる。しかし、社会教育館は、「指導範囲が広く、専門的な人員も育成していなかった」ことから、十分に機能していなかったとされる⁴³⁾。

こうしたなか、上述の1980年からの文化センター建設により、省立社会教育館はその存在意義が疑問視されるようになる。当時、省立新竹社会教育館の職員であった謝国祺（1987年）は、「文化センターを使用した後、その条件の良さと活動の豊富さを見て、社会教育館の特質を軽視し、社会教育館は文化センターの機能と重複していると思い、社会教育館の解体、あるいは簡素化、合併を求める人々がいる。こうした誤解は極めて不公平である」⁴⁴⁾と述べている。また、省立ではないものの、1960年代には高雄市にも社会教育館が建てられたが、当時、高雄市社会教育館館長であった謝義勇は、「社会教育館は1953年に政府が公布した社会教育法第4条にもとづき設置された社会教育機構であり、政府が台湾に移ってから、台湾地区に建てた成人教育施設である。大陸時期の民衆教育館は、比較的完備されていたが、この30数年来、社会教育館の業務は手も足も出ない状態である。人員、経費ともに欠如した状況で、その機能を発揮できず、台湾省議会の一部の議員から「社会教育館は存在意義があるのか？」という疑問が出された。これは我が国の社会教育史上、これ以上とない震撼であった。（中略）各県市に文化センターが成立してから、その現代的な設備と充実した人材、経費によって、省市社会教育館はさらにちっぽけな存在となり、落ちぶれてしまった。台湾省議会の一部の省議員が各社会教育館の統合合併を主張するのも無理はない」⁴⁵⁾としている。

このように、社会教育館より整った設備をもつ文化センターが出現したことで、同様の文化的活動を行っていた社会教育館の存在意義に疑問が生じた。社会教育が担う文化事業のあり方が、ここで問われるようになったといえる。

(2) 社会教育館から生活美学館へ

そして、社会教育館は、社会教育施設としての位置づけを終える。

1998年の台湾省の事実上廃止にともなって行われた2002年の社会教育法改正の際、社会教育館は、社会教育法の規定からはずされる⁴⁶⁾。そして、2007年9月、行政院研究發展審査委員会は、「図書館、博物館など文教類附属機構の所属変更および法制化作業の処理要項」

を提出し、これまで教育部所管であった社会教育館を、行政院文化建設委員会（文化部の前身）の所管へと移行し、名称を生活美学館とした。

こうした移管は、文化行政の整備にともなうものであるとともに、2000年に行われた台湾初となる政権交代（民進党が与党に）の影響もあったとされる。李建興は、2009年12月の論考で、「2～3年前、前政府（民進党時代の政府を指す：筆者注）のある人々の主導のもと、ひっそりと社会教育館は、すべて生活美学館へと変更された」⁴⁷と、民進党政権下で水面下に行われた社会教育館の移行に批判的な意見を提出している。2010年3月には、社会教育研究者、社会教育館の職員らが、教育部と行政院文化建設委員会に、社会教育館を教育部所管に戻すよう交渉したが⁴⁸、生活美学館は、教育部所管に戻ることはなく、現在も文化施設として位置づいている。

このように、社会教育館は、1980年代の文化センター設置によって、すでにその存在意義が揺らいでおり、さらに文化行政の整備によって、正式に文化施設となった。つまり、1980年代に補習教育や特殊教育が社会教育の領域から切り離されていったように、2000年代には、社会教育の領域から文化事業も切り離されていったのである。社会教育と文化的なものは、分けてとらえられるようになったといえる。

おわりに

本論では、台湾の社会教育法の制定と修正の議論、および社会教育館の所管移行の際の議論を明らかにしてきた。明らかになったことをまとめると、以下のようになる。

1950年代、台湾の社会教育は、国民政府によって反共教育のための教育ととらえられ、法制化の動きもこれを理由にスタートした。しかし、実際に法規定された社会教育は、民衆の文化的な向上や、進学できなかった者に対する補習教育、障害者や貧困層への教育の機会提供というように、戦前日本の社会教育同様、学校の不足を補い、教育的な救済をするという役割をもつものであった。さらに、社会教育は、儒教的な徳目思想をもとに、中華民国という近代国家を形成するという、伝統思想と近代的な国家形成や権利の実現という相容れない内容を

2つながらに行うものとしての課題を担わされていた。つまり、1950年代の台湾における社会教育は、反共教育を第一義的なものとしながらも、教育によって社会の安定をもたらすものとも認識されていたと考えられる。

しかし、1980年代に入ると、識字教育や基礎教育を指す補習教育や、主に障害児の教育を担う特殊教育が、社会教育の領域から切り離されていった。また、文化センターの設置により、社会教育館の役割が疑問視され、社会教育が内包していた文化的なものの存在のあり方が問われるようになった。つまり、これまで社会教育が含んできた内容が、社会教育から切り離されたり、類似領域との関係を問われるようになったのであり、この頃から、社会教育とは何か、という問いが浮上してくるようになった。

そして、1990年代からは、成人教育と生涯学習が行政施策に登場してくるなかで、社会教育は、成人教育・生涯学習概念と同一視、あるいはそれら概念に含まれるものとして、独自のものとして認識されることはなくなった。さらに、社会教育法が廃止されたことで、このような認識はより強まったといえる。社会教育館も正式に文化行政に移管し、社会教育が含んでいた文化事業も、社会教育の領域から切り離された。

以上から、1950年代から民主化期における台湾の社会教育は、反共教育と近代国家形成のための社会の安定に資するものととらえられていたが、1980年代から、これまで内包していたものが削ぎ落とされ、形骸化されるとともに、社会教育とは何か、その固有性を問われることなく、新たに導入された成人教育と生涯学習概念に含まれるものと認識されるようになったといえる。

しかし、東アジア的な社会教育概念を有している台湾で、1990年代以降、欧米の成人教育と生涯学習を普及していく際に、葛藤や問題などはなかったのだろうか。今後の課題として、台湾における中華民国由来の社会教育が、どのようにして欧米由来の成人教育や生涯学習と融合していったのか、そこにおける課題や葛藤などを明らかにすることが残された。

付記：本研究は、JSPS 科研費 21K13526 の助成を受けたものです。

¹ 牧野篤、上田孝典、李正連、奥川明子「近代東北アジアにおける社会教育概念の伝播と受容に関する研究：中国・韓国・台湾を中心に / 初步的な考察」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要（教育科学）』第49巻第2号、2003年、pp.153-210。

² 林振春「社会教育政策的発展」『社会教育専論』師大書苑、

2011, p.1, 張徳永「台湾における生涯学習の動向と展望」『東アジア社会教育研究』27, 東京・沖縄・東アジア社会教育研究会, 2022年, pp.65-68。

³ 拙稿「台湾社会教育・生涯学習法制の変遷と特徴：社会教育法制定から65年」『東アジア社会教育研究』24号, 東京・沖縄・東アジア社会教育研究会, 2019年, pp.32-41。

- 4 葉淑幸「紹介：中華民国の社会教育法」『名古屋大学教育学部社会教育研究室社会教育研究年報』第3号, 1981年。鄭明東の論文について、葉は詳述していないが、『台湾教育』45に掲載の「日中両国社会教育法之比較」(1954年9月, pp.12-15)と思われる。
- 5 小林文人「東アジアにおける社会教育の概念と法制：三つの社会教育法を中心に」日本社会教育学会年報第40集『現代社会教育の理念と法制』東洋館出版社, 1996年, pp.148-159。
- 6 戸部健「1940年代後半から1960年代台湾における総合的社会教育機関の変遷：民衆教育館・流動教育施教団・社会教育館」『中国都市芸能研究』17, 2019年, pp.59-73。
- 7 李建興, 宋明順「我国社会教育館の現況及改進途徑」行政院文化建設委員会, 1983年。
- 8 鄭明東「社会教育法平議」『教育与文化』411巻, 1974年1月, p.40。
- 9 楊才林『民国社会教育研究』社会科学文献出版社, 2011年, p.96。
- 10 楊才林『民国社会教育研究』社会科学文献出版社, 2011年, pp.360-363, 鄭明東「社会教育法平議」『教育与文化』411巻, 1974年1月, p.40。
- 11 若林正文『台湾の政治：中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会, 2008年, pp.53-58。
- 12 邱は, 1904(清朝光緒30)年, 中国江蘇省の淮安で生まれ, 国共内戦後, 国民政府とともに台湾にやってきた。淮陰第六師範学校卒業(1925年), 南京中国国民党中央党務学校卒業(1928年)の経歴をもち, 1934年からは日本の東京高等師範学校(現:筑波大学)に留学し, 石山修平のもとで日本の明治維新と教育, カントとデューイの思想を研究した。1937年の日中戦争勃発に伴い帰国し, その後, 当時の陳立夫教育部長の招きで訓育委員会の専門委員となり, 四川大学, 同済大学において教授や訓導長などを歴任した。1948年, 立法委員に当選し, 1949年に台湾に渡った後も立法委員として30年にわたり教育委員会の委員を務めた。
- 13 邱有珍「我與社会教育法案」『民主憲政』第44巻第7-8期(523-524), 1973年8月, pp.6-7。
- 14 「立法院公報」第12会期第1期, 二読(広汎討論)資料, 1953年9月8日, p.16。
- 15 「立法院公報」第12会期第1期, 二読(広汎討論)資料, 1953年9月8日, pp.16-17, 邱有珍「我與社会教育法案」『民主憲政』第44巻第7-8期(523-524)合刊, 1973年8月, p.6。
- 16 黄龍先議員の発言より。「立法院公報」第11会期第10期, 二読(広汎討論)資料, 1953年6月19日, p.96。
- 17 台湾の立法過程は, 行政院(内閣相当)を経た後, 立法院(国会相当)にて草案提出, 一読, 委員会審査, 二読(広汎討論と逐条討論), 三読による審査を経て公布される。
- 18 陳際唐議員の発言より。「立法院公報」第11会期第10期, 二読(広汎討論)資料, 1953年6月19日, p.99。
- 19 法制定のための二読会と三読会の議事録は公開されているが, 一読会と委員会審査の資料が公開されていないためである。
- 20 「四権(選挙, 罷免, 創制, 複決)」とは, 孫文が三民主義において提唱した国民の参政権である。創制権とは国民投票による法律の制定, 複決権とはその廃除, 修正の権利である。
- 21 「立法院公報」第11会期第10期, 二読(逐条討論)資料, 1953年6月19日, pp.96-101。
- 22 「立法院公報」第11会期第10期, 二読(逐条討論)資料, 1953年6月19日, p.109。
- 23 同上。
- 24 「立法院公報第11会期第10期」二読(広汎討論)資料, 1953年6月19日, p.96。第一次修正案では, 教育経費内に占める社会教育経費の割合は, 中央は15パーセント, 省(市)は20パーセント, 県(市)は30パーセントを下回ってはならないとされ, 第二次修正案では, 県(市)社会教育経費は各県(市)教育経費内の20パーセントを下回ってはならないとされていた。
- 25 邱有珍「我與社会教育法案」『民主憲政』44, 第7・8期, 1973年8月, p.6。
- 26 例えば, 陳際唐議員は, 「多くの人は, 大陸で失敗したのは教育の責任であるという。私は, それは特に社会教育の責任であると思う。社会教育を重視しなかったから, 社会教育が機能していなかったから, 人々の水準は低く, 自主的な能力がないのだ。そうでなければ, 共産党がこんなにも大陸で横行しているわけがない」と発言している。『立法院公報』第11会期第10期, 二読(広汎討論), 1953年6月17日, p.99。
- 27 上掲論文, 小林。
- 28 「立法院公報第69巻第62期委員会記録」1980年4月21日, p.27。
- 29 社教双月刊編集部「社会変遷中我国社会教育館功能与角色再探」『社教双月刊』12, 1986年3月, 謝国祺「社会変遷中社会教育館功能發揮之我見」『社教双月刊』22, 1987年11月, 謝義勇「台湾地区省市社会教育館組織功能之檢討与建議」『社区發展季刊』47, 1989年9月。
- 30 「立法院教育, 法制兩委員会聯席審查行政院函請審議「社会教育法修正案」第一次聯席會議記錄(第65会期)」第69巻第52期委員会記録」1980年3月20日, pp.40-41。
- 31 また, 特殊教育(障害児教育)も同様であり, 1984年12月に「特殊教育法」が制定されると, 特殊教育の業務は社会教育司の職掌ではなくなった。
- 32 陳益興「我国社会教育法的修訂方向与重点」『社教双月刊』52, 1992年12月, p.6。
- 33 宋明順「社会教育意義之探討：釐清社会教育与成人教育概念混乱問題」『社教双月刊』58期, 1993年12月, p.35。
- 34 林美和「成人教育專業化的磐石：「成人教育法」研訂的思考方向」『成人教育』第24期, 1995年3月, pp.3-4。
- 35 林美和「成人教育專業化的磐石：「成人教育法」研訂的思考方向」『成人教育』第24期, 1995年3月, pp.3-4。
- 36 楊國賜「我国終身教育法制与實施途徑」『教育資料与研究』15期, 1997年3月。1983年の論文でもはっきりと明言していないものの, 社会教育法廃止の可能性に言及している
- 37 同上。
- 38 立法院第8届第6会期第1次會議議案關係文書。2014年9月12日。
- 39 研究グループ「制訂終身教育法可行性之研究」『成人教育』第48期, 1999年3月, p.8。
- 40 呉仁華『台湾光復初期教育轉型研究(1945~1949)』福建教育出版社, 2008年, p.183。戸部, 上掲論文, pp.61-62。
- 41 名称が, 民衆教育館から社会教育館に変更となったのは, 社会教育法制定によってであるとされる。
- 42 4つの省立社会教育館の他にも, 市と県が設置した台北市

立社会教育館（1968年）、高雄市立社会教育館（1964年4月に改名）、宜蘭県立社会教育館（1968年）、台中県立社会教育館（1963年7月）、高雄県立社会教育館（1957年6月）、金門県立社会教育館（1961年7月社会教育館に改名）、連江県立社会教育館（設置日不明）がある。

⁴³ 「社会変遷中我国社会教育館功能与角色再探」『社教双月刊』12, 1986年3月。

⁴⁴ 謝国祺「社会変遷中社会教育館功能發揮之我見」『社教双月刊』22, 1987年11月, pp.54-55。

⁴⁵ 謝義勇「台湾地区省市社会教育館組織功能之檢討与建議」『社

区發展季刊』47, 1989年9月, pp.6-9。

⁴⁶ 2002年4月の社会教育法改正によって、「直轄市政府は、各種社会教育事業の促進と各地の社会教育の發展指導のために、社会教育館を設置しなければならない」とされ、「省（市）政府」の文字が削除された。

⁴⁷ 李建興「還給社会教育館真面貌」『教育新境界』師大書苑, 2010年12月, pp.106-109。

⁴⁸ 黄富順「與部長有約：成人及終身教育五大議題的對話」『成人及終身教育』27, 2010年, pp.41-49。